

## 明治学院大学法科大学院の歴史

---

法科大学院は社会的な制度としては厳しい状況にあり成功しているとはいいいにくい。しかし、これは法科大学院の教育が成功していないということを意味しているわけではない。法科大学院の教育自体は成果があったし、その教育を通じて学生の能力とスキルは確実に向上し、修了者は社会の各方面で活躍している。

---

- 1 前史
  - 2 設置認可申請に向けて —— 開設にこぎ着けるまで ——
  - 3 開設 —— 奮闘の日々 ——
    - (1) 開設当初の法科大学院の概要
    - (2) 法科大学院の一年
    - (3) リーガルクリニックへの取り組み
    - (4) 明治学院大学法科大学院の活動の記録（年度別）
  - 4 募集停止の決断
  - 5 募集停止後の教育，研究活動
  - 6 修了生の進路
  - 7 最後に
- 資料

### 1 前史

明治学院大学が、法科大学院の設置を検討するようになったのは、1999年12月8日、法学部内に「ロースクール構想検討委員会」（委員長 辻泰一郎大学院法学研究科委員長）が設置された時に遡る。同委員会で検討が進められ、2000年3月9日には、ロースクール構想についての「第一次報告書」が作成されている。

同報告書は、明治学院大学にロースクールを設立する可能性、必要性について冷静な検討を加えた文書で、この報告書に基づいて、2000年4月26日に、辻委員長から、脇田良一学長に対して、「理事会におけるロースクール構想検討の要請」がなされた。

その後、法学部内でロースクール設立に向けた環境作りが精力的に推し進められた。

2000年7月1日には、明治学院大学法学部・ロースクール構想検討委員会が主催するシンポジウム「中規模法科大学院における特色ある法曹養成教育」で、「明治学院大学ロースクール構想報告書」が公表され、学内外に向け、ロースクール設立に向けた環境作りが進められた。

この背景には、突如登場した、過去に実績のある一部の有力大学だけが法科大学院を設置して法曹養成教育を担うような動きに対する、法学部を有する全国の大学の強い反発と危機感が反映していた。

辻教授の強いイニシアチブのもと、2000年10月10日には、司法制度改革審議会に対して、明治学院大学を含む9つの大学の法学部または大学院法

学研究科の教員が呼びかけ人となり、「法曹養成と法科大学院構想に関する要望」書が提出されている。

同要望書には、提出後に賛同者として名を連ねた者を含め、33大学、240名の教員が署名しており、法学部長、大学院研究科委員長の要職にある教員が署名している大学も20大学に及ぶ。この要望書は、法曹養成教育に関心を持つ全国各地の多くの法学部教員が強い危機感をもって、法曹養成教育の「公平性」「開放性」「多様性」を求めた文書として意義があり、その後の法科大学院構想の内容にも一定の影響を与えたと思われる。

そこでは、「多様で開かれた法科大学院の自由な設立という基本的視座を堅持すること」、「意欲ある大学が平等に設置準備に取り組むことができるような措置をとること」、「設置基準、手続き、スケジュール等はできるだけ早く確定し公表すべきこと」という、今日から考えても、当然のことが要望されている。

要望書の次の一文は、当時の全国の法学部の多くの教員の気持ちを反映するものであっただろう。

「少数の有力校のみ〔法科大学院を〕開校できるということでは、時代の要請である「公平性」「開放性」「多様性」に反する。司法制度改革の原点に立ち返るならば、全国のできるだけ多くの大学と大学関係者の参加を求め、それらの叡智とエネルギーとを結集して、新しい時代に対応する法曹教育制度を実現していくべきである」〔 〕は、補った。

このような働きかけもあり、意欲をもつ大学が法科大学院を設立する道が切り開かれた<sup>(1)</sup>。

## 2 設置認可申請に向けて ——開設にこぎ着けるまで——

2-1 法学部を有する全国の大学で法科大学院を設立する道が切り開かれたとしても、明治学院大学において法科大学院の開設にこぎつけるには、学長をはじめ、多くの教職員の協力を必要とした。その協力と支援がなければ、明治学院大学法科大学院の設立にこぎつけることはできなかった

だろう。

前述したように、2000年4月26日、大学院法学研究科委員長辻泰一郎教授より、脇田良一大学院委員会委員長・学長に宛てて、「理事会におけるロースクール構想検討の要請」の文書が提出された。これを受けて、脇田学長は理事会の意向について当時の久世了学院長と協議を行い、法科大学院の設立は教学の領域の問題であることから、この問題を大学内で検討することが確認された。こうした確認の後、大学内でロースクール構想の検討のための準備作業が開始された。

脇田学長のもと、法科大学院の設立に関わる学長の判断に資するため、学長に助言するための「法科大学院調査・検討委員会」が設置された。同委員会には各学部の教授会から選出された委員により構成され、2001年5月30日に第一回委員会が開催された。また、これと併行して、事務部局レベルで評価チーム（法人財務理事、経理部長、管財部長）が編成され、財務と施設の両面から、法学部・法学研究科の法科大学院構想が検討された<sup>(2)</sup>。

こうした検討を経て、2002年4月20日の連合教授会において、脇田良一学長が、法学部の協力と支援のもとに法科大学院を設立する件が審議され、承認された。

こうして法科大学院設立に向けた準備が明治学院大学の事業として正式に位置づけられ、「明治学院大学法科大学院開設準備室」が設置された。そして、そのもとに、教員側の「法科大学院設立協議会」、事務側の「法科大学院開設準備室委員会」が設けられた。

当時の明治学院の財務は厳しい状況におかれていたため、大学の経常収支が支出超過に陥るような事態、借入金の新たな増加が生じるような事態を避けなければならないという厳しい条件を満たしたうえで法科大学院の設立をめざす必要があった。そのため、設立に向けた作業のハードルは高く、また、法学部の全面的な支援を取り付けることができなければ法科大学院の設立に漕ぎ着けることは不可能であった。

2-2 当時、経営的な観点からなされた財務的な試算と見通しについて、簡単に触れておこう。

私立大学は、学生の授業料と国からの補助金である私学助成を主たる原資として教育を行っている。科研費や寄付金が全体に占める割合は大学により異なるものの、経営を成り立たせる基本的な部分はこうした基本的な原資に依拠して運営されるべき性質のもので、研究、教育をより一層充実するために振り向けられる科研費や寄付金を当てにするわけには行かないのが原則である。基本的な部分に振り向けられるべき補助金が、教育、研究の周辺的で装飾的な部分に左右されてその配分割合が決まるような仕組みが導入されるなら、長期的には、教育と研究は、その足腰を弱めることになるだろう。

2003年10月頃に作成された文書における一試算では、法科大学院設置予定校は50大学で定員は4160名であること、その後も法科大学院を設置する大学がなお増える可能性があることが指摘されたうえで、定員は5000名程度になるだろうという見通しのもと、これに対する私学助成が50億円から40億円になるだろうことを想定したうえで、一人あたりの助成が何十万円程度になるかを予測し、これに基づいて、法科大学院の経営に必要な総経費から完成年度の定員と助成金とを掛け合わせたものを差し引いて数字が算出される。この数字を法科大学院が予定している定員数で割ることで、明治学院大学法科大学院の一人あたりの授業料が算出されている（この定員数、授業料を確保できれば経営的には安定する。定員数と教員数は連動するので、経営が成り立つ組み合わせのパターンは数多くある。）。

授業料の設定に際しては、国立大学の法科大学院の授業料との差の許容範囲を見極める必要があるし、また、競争的私学が経営的には法科大学院単体では成り立たないような授業料設定、奨学金制度を導入してくるなら（法科大学院自体で多少の赤字が生じて、その赤字が学部の入学者が増えることで補いうるなら、経営的な観点からは、こうした選択は可能である。）、これは、自らの法科大学院の競争力を維持するため授業料を下げる圧力として働く。これらを勘案して、現実には、最終的には大学長の決断で、想定された授業料よ

りは低めの授業料の決定に到っている。

明治学院大学法科大学院の場合、大きな冒険はできない経営環境におかれていたため、当初より授業料は相対的には高めに設定されたし、定員も中規模で、おおむね経済合理性に沿って設立された（学部が好調なら、採算の見通しが立つ範囲であったし、開設後もこうした試算は実際にできていた。）。当初、明治学院大学法科大学院が、法科大学院独自の奨学金制度すら設けることができなかつたのも、こうした事情が反映している。高めの授業料が明治学院大学法科大学院の競争力を多少とも殺いでいたことは否めないし、このことが次第に明治学院大学法科大学院の競争力を失わせて行く要因の一つになったことは否めない。武士の商法であったかもしれないが、経営基盤を危うくしてまで授業料値下げをめぐる競争には加わらなかった。

多彩な科目の設定、少人数教育等による教育の充実は、大口の寄付金でもない限り、授業料の値上げをして対応するしかない。そうしなければ、法科大学院は財務的に行き詰まるのだが、明治学院大学法科大学院の授業料が結果的に全国的に見て高めに位置していたという事実は、法科大学院の運営にかかる最小限の経費部分はどこでも大差のないものであるということをも前提として考えるなら（本学の場合、当初、土地建物をあらたに取得するといった設備投資はしていないから、ミニマムの費用がどの程度かについて計算しやすい例といえるだろう。）、法科大学院が安定した経営のもとで将来にわたって運営して行くことができるかについては、国の財政支援を考慮にいれても当初から大きな不安があった。

2-3 法学部・大学院法学研究科内でも「法科大学院設立準備委員会」（委員長 吉野一法学部教授）が引き続き活動し、法科大学院の組織、カリキュラム、教員について作業が進められた。「法科大学院設立協議会」と役割分担をしながら、準備委員会の作業が進められ、法科大学院に移籍する教員の具体的な選考の多くは法学部の「法科大学院設立準備委員会」で行われ、この段階で法科大学院の教員構成の骨格が固まった<sup>(3)</sup>。

2002年7月には、「明治学院法科大学院設立趣意書（第一次草案）」が作成され（「愛と奉仕の精神に基づき、地域社会においても国際社会においても、正義と平和と自由を追求し、自律と共生の法化社会の実現に貢献する法律家を養成すること」を教育理念とすること。三年制を基本として、二年制を併用する法科大学院。規模は、入学定員80名、収容定員200-240名。）、最後の段階では、教員人事、カリキュラム素案、時間割案も議されている。そこでの素案は法科大学院の理念に沿った理想案に近く、これに基づいて、2002年11月1日、「明治学院大学法科大学院設立準備に関する要望」書が脇田学長に提出されている。

上述の明治学院の当時の厳しい財政状況のもとで設立する必要があったので、上記の要望のすべてが採用されたわけではないが、この委員会が明治学院大学法科大学院の構想の具体化に果たした役割は大きなものであった。

2-4 2002年8月には、従来の学部、大学院と法科大学院との関係、実務家教員の位置づけ等、従来にはなかった制度を明治学院大学に導入する必要があったことから、「法科大学院支援委員会」（委員長 京藤哲久副学長）がつくられ、明治学院大学の規程関係の改正について詰めの作業が進められた。実務経験を有する者を大学教員に採用する制度は、明治学院大学では法科大学院の設立をきっかけとして受け入れられるようになった。

2-5 こうして、2002年4月の連合教授会以降、上述した全学レベルの委員会、法学部・大学院法学研究科の委員会の活動に支えられて、法科大学院設立の申請に向けた作業が進んでいった。

「法科大学院設立準備協議会」では、2002年12月9日に第一回会議が開催され、以降、設置趣意書の確定、教員人事等の作業が進められた。そして、2003年4月には法科大学院院長候補者として京藤哲久法学部教授・副学長を選出するなど、申請に向けて必要な具体的作業が進み、また、法科大学院開設準備室委員会における事務側の作業も進捗し、さらに、教員のコマ数負担等のルールについて法学部教授会と法科大学院協議会の覚え書き（2003年3月）が交わされるなどの整備も着々と

進み、2003年6月、法科大学院設立の文部科学省への設置認可申請によりやく漕ぎ着けた。

申請に際しての設置趣意書では、司法制度改革審議会の意見書（2001年6月）を引用しながら、「明治学院大学は、キリスト教主義教育の長い伝統のもと、愛と奉仕の精神に基づく教育を目指してきた。そして、社会的弱者に優しい眼差しをもち、人々のために献身的に奉仕する人材を多数輩出してきた。明治学院大学は、この伝統の上に立って、さらに教育の目標と方法について格別の工夫を行い、上述の意味での時代の要請する優れた法曹を養成する明治学院大学大学院法務職研究科（法科大学院）を設置する」ことが謳われている。

2003年11月に明治学院大学法科大学院の設置が認可された。

#### 2-6 申請後の動き

申請後、「明治学院大学法科大学院開設準備室」は次のように改組されている。

事務側の組織は、開設の為の諸準備作業を担う「法科大学院開設室」（その後の法科大学院事務担当部署となる法科大学院事務室の前身）となり、また、教員側の組織は、「法科大学院設立協議会」の作業を継承し、開設に間に合うよう、法科大学院の組織、教育の具体的内容を詰めて行く「法科大学院教授会準備会」（法科大学院長（法務職研究科長）の候補者が主宰する会議体、その後の法科大学院教授会の前身）となった。

「法科大学院教授会準備会」（座長 京藤哲久法務職研究科長候補者）は、月1回のペースで開催された（第一回 2003年9月14、15日、第七回 2004年3月10日）。法科大学院の組織（教授会のもち方等）、教育（カリキュラム、時間割、試験方法、採点基準等）、入学試験等の詳細は、すべてこの準備会で決定された。この時点で、いたずらに会議の数を増やさず、明治学院大学法科大学院の規模に見合った効率のよい執行体制を整えることができたことが、その後の明治学院大学法科大学院の運営に大いに役だった。

とくに、教育方法について時間をかけた検討が行われ、残っている資料からは、科目間、教員間

の連携を重視し、法科大学院という新しい教育組織を起ち上げるという教員の意気込みと熱意が伝わってくる。

2004年度生の入試選抜は、2004年1月（A日程）、2004年3月（B日程）に実施され、同準備会で合否判定を行われた。明治学院大学法科大学院の入学試験の年二回実施は、募集停止にいたるまで維持された。

### 3 開設 ——奮闘の日々——

#### （1）開設当初の法科大学院の概要

2004年4月、明治学院大学法科大学院（正式名称「明治学院大学大学院法務職研究科法務専攻」）が開設された（入学定員80名・収容定員240名、修業年限3年（入学時に既修判定をうけた場合には2年に短縮可）<sup>(4)</sup>、修了判定を受けた場合に取得できる学位は「法務博士（専門職）」（JDに相当する学位）である）。

キリスト教主義教育を基本理念とする明治学院大学は“Do for Others”の精神を重視しているが、明治学院大学法科大学院の理念もこの伝統を受け継いだもので、「国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくために」、社会的弱者に優しいまなざしをもつ法曹を養成することを目指した。

志だけで良い法曹になれるわけではないから、このような法曹像と法曹に必要な技術の修得との関係を、「理想なき技術、技術なき理想を廃し、理想に裏打ちされた技術の修得を目指す」という表現でその統一的な把握をはかり、教育活動を展開した。

開設当初の専任教員は、雨宮孝子、戎正晴、○河村寛治、◎京藤哲久、坂本正光、櫻井誠一郎、宗田親彦、田村泰俊、滝川宜信、東條伸一郎、中川明、中山代志子、東澤靖、福田清明、吉野一、渡辺咲子の16名である（◎は研究科長、○は専攻主任教授）<sup>(5)</sup>。実務家教員の割合は高く、5割を超えていた。

また、現役の裁判官（派遣裁判官）1名の派遣を裁判所に、現役の検察官（派遣検察官）1名の

派遣を検察庁に依頼し、裁判官、検察官も実務科目の教育に関与した<sup>(6)</sup>。

この他に5名の助手<sup>(7)</sup>、1名の教学補佐が、学生の勉学を支援した。

開設当初の入学者は73名（未修55名、既修18名）であった。

その後の教職員の変動、学生数の変動の推移については、本文でいちいち記載するのは煩わしいので、別表にまとめて記載してある。

教育は、体系的、段階的に構成されたカリキュラムに沿って、教室、法廷教室のある明治学院大学の白金キャンパスの校舎と自習施設、討論室のある桂坂校舎で行われた。開設当初より、TKCの授業支援システムが積極的に活用され、授業計画、課題の提示、教材の受け渡し、諸連絡は、主として同システムを使って行われた。

授業は60分15回で1単位という制度を採用した。一回あたりの授業時間は60分9時限制で、1時限目は9時から始まり、できるだけ夕方の7時限目までに終わらせるという運用がなされた。実務家による授業でどうしても夕方以降しか時間が取れないという場合や補講等をいれる必要から、9時限目まで授業時間が設定されていた。

研究も法科大学院教育に反映させることを意識し活発に行われた。その活動の成果の一端は、「明治学院大学法科大学院ローレビュー」にもあらわれている。規模が大きいとはいえない法科大学院で、最終年度を除き、毎年度2号を刊行し続け、13年間で25号の紀要が刊行されている（巻末に各号の掲載論文一覧を掲げている）。本数こそ少ないが、在学生の論考もローレビューに掲載された。

その他の特筆すべき共同研究の活動として、渡辺咲子教授が主宰する、通称、「明学LS研究会」による共同研究活動がある。実務家養成を目的とする法科大学院の研究会にふさわしく、構成員は流動的であるが、教員、助手、弁護士、裁判官、検察官、そして修習生、修習生になる前の司法試験合格者も参加して、多岐にわたる法律問題を多角的な観点から自由に討議している<sup>(8)</sup>。また、河村寛治教授が中心メンバーの一人としてその運営を担っている、企業法務関係者による研究会であ

るGBL研究会（一般社団法人GBL研究所）も、明治学院大学法科大学院が活動拠点となっており、そこでの研究成果が教育に反映されていた。

## （2）法科大学院の一年

明治学院大学法科大学院の一年のサイクルは次のようなものであった。

教育機関である以上、入学者を受け入れ、教育し、試験を実施して、修了要件を満たした者を修了させるというルーティンで、どの年度でも一年の過ごし方に大きな変化はない。また、法科大学院は、当初より、特別に厳しい基準で認証評価が行われ、法科大学院の活動が隔々までチェックされる。認証評価機関から要求される諸項目を基準に沿って適切に実施していることをエビデンスを用意して審査に備え、自己点検・評価報告書を作成することも要求される。こうした事情もあって、シラバスの整備、授業評価アンケート、FD会議の実施などは、法科大学院がいち早く積極的に対応したし、明治学院大学法科大学院もその例に漏れない。

以下では、残されている年間予定表をもとに、明治学院大学法科大学院の一年を簡単にスケッチしておく。

春学期の新入生の入学式、ウェルカム・パーティを皮切りに、4月上旬に授業が開始され、授業期間中に授業評価アンケートを実施してFD会議でその分析・評価を行い次学期以降の授業に反映させるフィードバックの努力を行いつつ、学期末の定期試験をむかえる。春学期の修了者がいる場合には、9月中旬に修了式が行われる。

秋学期も、9月末に授業が開始され、授業期間中に授業評価アンケートを実施し、FD会議でその分析・評価を行って、次学期以降の授業に反映させるフィードバックの努力を行いつつ、学期末の定期試験をむかえる。そして3月に修了式が行われる。

（新）司法試験が実施されて以降は、毎年、9月に合格者の座談会を実施し、その後、合格者については、祝賀会、司法修習生になる直前の11月頃に、壮行会を行っている。司法試験合格者の壮

行会のような行事は、学部の行事としては考えにくいですが、明治学院大学法科大学院では実務家教員の比率が高いことも反映して、法科大学院が法曹の後継者を養成して送り出すという使命を有しているという性格が、こうした行事に反映している。

この繰り返しが法科大学院の一年である。

## （3）リーガルクリニックへの取り組み

明治学院大学法科大学院として力を入れたのは、あらたな教育の試みである臨床法学教育である。國學院大學法科大学院内に設置された公設事務所である「渋谷パブリック法律事務所」（初代所長 安藤良一弁護士）において、4法科大学院（國學院大学、東海大学、獨協大学、明治学院大学）が共同でリーガルクリニックを運営した。同事務所では、依頼者の同意を得たうえで、現実の生の事件に法科大学院生を関与させるライブの臨床法学教育が行われた。この試みは興味深いものであった。また、履修者は、その成果を法科大学院教員も参加する中間報告会、最終報告会の場で発表し、そこでの活発な質疑応答にさらされて、プレゼンテーション能力が鍛えられた。

リーガルクリニックははじめての試みということもあり当初は不安もあったが、振り返るなら、この臨床教育の実施は大きな成功を収めることができた。

「渋谷パブリック法律事務所」を使った臨床法学教育は、國學院大學法科大学院の平林勝政法科大学院長のリーダーシップと熱意がなければ実現できなかった事業（「國學院法科大学院臨床教育構想」）で、明治学院大学法科大学院は、募集停止後も履修希望者がいなくなるまで積極的に関与し続けた。参加者はもちろん、関与した教員にとっても得るものは大きく、法学教育に臨床教育の必要性を認識させる大きな可能性をもった試みであった<sup>(9)</sup>。

## （4）明治学院大学法科大学院の活動の記録（年度別）

教育機関の一年は、入学希望者に対する入学試験の実施、学生に対する授業と試験、最後の修了

判定ということの繰り返しで、傍から見れば地味で地道な活動である。この繰り返しが活動の大きな部分を占めるので、ここでは年度毎の特徴を簡単に記すにとどめてある。

1) 開設前の2003年度は、手探り状態で法科大学院における教育のあり方を模索、検討していた時期である。

「法科大学院教授会準備会」において、日弁連法務研究財団「黎明期にある法科大学院の認証評価」の検討等を通じて法科大学院の教育目標、教育方法について検討を深めた。また、2004年2月には、法科大学院教授会の運営方針等が決定されている。

初年度入学者の選抜試験として、2004年1月に一般入試、AO入試、2004年3月に一般入試、飛び入学入試が実施された。

2) 開設一年目の2004年度は、成績評価制度やFD活動の体制が整えられた時期である。

客観的な成績評価を確保するため、成績評価基準を確定した。また、採点事故、成績評価に対する異議申し立ての機会を与えるため成績評価確認制度を導入した。

法科大学院の認証評価機関として日弁連法務研究財団を選定した。

紀要として「明治学院大学法科大学院レビュー」を刊行した。全国の法科大学院で一番早く刊行され（準備号は、その数ヶ月前に刊行されている）、以後、最終年度である2016年度（25号のみの刊行）を除き、毎年2冊を刊行し、法科大学院の研究活動を支えた。

その他、法科大学院教授会内規、法科大学院付属研究所規程を成文化した。

2005年度入試は、9月末の入学試験と3月初めの入学試験との二回実施された（以後、秋季入試、春季入試として、この日程で最後の入試である2012年度入試まで維持された。）。

3) 2005年度は、奨学金制度の導入等、学生支援が充実した年である。

この年度、成績優秀者奨学金制度導入された。その際の資料として活用するためGPA制度（絶対評価を原則とする。）が導入され<sup>(10)</sup>、また、成

績優秀者を公表するなど周知の方法が定められた。

また、法学部の在校生・同窓会の組織である白金法学会から、明治学院大学の学部出身者に対する支援の申し出があり、これに基づいて飛び入学者に対する奨励金が創設された。あわせて、既修者向けの給付奨学金の提供の申し出もあり、経済的支援の整備が進んだ。

専任教員の研究環境については、一部の実務家教員について研究室が相部屋状態であった状況を解消し、教育研究環境が改善された（開設当初は余裕がなく、一部の教員の研究室が相部屋の状態であった。）。

3年次の科目であるリーガルクリニックも同年度より開講された。

2005年度には、初年度既修者コース入学者の標準修業年限上の最終年にあたり、初めての修了者が出ている（2004年度既修者コース入学者は全員がこの年度に修了した。）。

4) 2006年度は法科大学院教育が一巡した年である。

この年度は、とくにあらたな制度の導入は行われていない。

2006年度は、初年度未修者として入学した者にとっては標準修業年限の最終年にあたり、既修者と未修者の双方に修了者が出ている（留年生も出ている。）。

渋谷パブリック法律事務所とリーガルクリニックを共同で運営する四法科大学院とにより臨床法学教育シンポジウムが開催されている<sup>(11)</sup>。

5) 2007年度は、3年を経て法科大学院教育が一巡したことから、教育体制等の見直しが行われた年である。

法科大学院教育が一巡したことからカリキュラムの見直しが行われ、四大学で共同運営するかたちで、導入された公設事務所（渋谷パブリック法律事務所）におけるリーガルクリニックの教育内容、教育効果、学生の負担の程度を検証し、単位数が1単位から4単位に変更される等のカリキュラム改革を行った。

春学期には、法科大学院における教育と研究の成果を社会に還元すべく、「新しい司法の姿と市

民生活—21世紀の法—」(全6回)<sup>(12)</sup>というテーマで公開講座を行った。

FD活動についても、2007年7月以降、定例化して開催することを決定し、あわせて教員による授業参観の制度も導入した。

他の法科大学院で司法試験問題(行政法)の漏洩が問題になったことを受けて、司法試験委員となっている者については、司法試験問題の解説は行わないことを申し合わせている。

法科大学院の教員の教育負担が重いことから、一年間の特別研究休暇(いわゆるサバティカル)を取ることが難しいという現実を踏まえ、特別研究規程を改正して、半年間の特別研究休暇制度を導入した<sup>(13)</sup>。

秋学期には、日弁連法務研究財団の認証評価を受け、適合の判定を得た<sup>(14)</sup>。

6) 2008年度は、司法試験を受験する修了生を支援する制度が整えられた時期である。

修了生の司法試験受験を支援するため、明治学院大学法科大学院修了者聴講生規程を策定し、修了生に対する支援を強化した。

臨床教育の充実をはかるため、港区との間でエクスターンシップの制度を導入するとともに、金融庁が提供するエクスターンシップにも加わり、希望する学生が履修した。

志願者の傾向の変化と社会人の志願者を支援するため、白金法学会に申し入れ、従来の既修者向けの給付奨学金制度を変更し、社会人向けの給付奨学金(有職社会人入学者奨学金)として整備した。

在学中は奨学金があるので勉学を継続できていたが、修了後は無職のまま司法試験受験をする環境となり、受験に支障があるという現実を踏まえ、大学のサポートを得て、明治学院大学法科大学院修了生緊急貸付金規程を新設し、一定の成績基準を満たす希望者に対し簡単な手続きで貸し付けることができる制度を新設した。その後、この制度を利用して勉強に専念することができ司法試験の合格にいたった者もいたので、意味のある制度であった。

7) 2009年度は、新たな校舎である高輪校舎の運

用が開始され、教育のための物理的環境が大きく改善した年である。

法科大学院の利用する高輪校舎が新築され、その運用が開始された。高輪校舎の新築に伴い、教員の研究室、事務室、教室が一カ所に集約されて利便性が高まり、法科大学院の教育研究環境は飛躍的に向上した。

効果的な教育を実現するため、二年次、三年次の科目を履修する際に、その前の学年の関連する科目の単位取得を条件とする先履修制度を導入し、教育体制の強化をはかった。

「明治学院大学法科大学院ティーチング・アシスタント規程」をつくり、2010年度以降、弁護士をTAとして雇用する道を開いた。以後、助手が他大学にポストを得る可能性が小さくなってきていることをも考慮して助手の新規採用は行わず、それにより捻出される原資を転用して、学生、修了生のサポートを弁護士TAが担う体制へと徐々に移行した。東京圏で仕事に就く本学出身の弁護士が増えてきたという条件が、このような移行を可能にした。

同年度、明治学院大学は大学基準協会の機関別認証評価を受けた。法科大学院も評価の対象となっており、自己点検・評価報告書を作成し、大学として適合の判定を得ている。

8) 2010年度は、過渡的措置として認められていた法学部教員との兼任を認める措置がなくなる事態に対処の必要があり(教員増または定員削減によって問題を解消する必要があった)、かつまた、法科大学院の志願者減に起因する問題に対応を迫られ、法科大学院の退潮が鮮明になった年である。

この年度、法科大学院のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーについて、審議のうえ文章を吟味し、次のように確定した。内容は以下の通り。

「1 人材養成上の目的・教育目標 法務職研究科は、法曹に必要とされる理論上、実務上の知識・技能についての応用的、実践的な専門教育を通じて、高度専門職たる法曹の社会的使命および職業倫理に通暁し、かつ、深い学識および卓越した能力を有する人材の養成を目指す。2 学位授



与の方針（ディプロマ・ポリシー） 学生は、法曹に必要とされる理論上、実務上の基礎的な知識・技能を身につけ、かつ、高度専門職たる法曹の社会的使命および職業倫理の重要性を理解している。3 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） 法曹に必要とされる理論上、実務上の知識・技能を身につけるために、法律基本科目、法律実務基礎科目（臨床科目含む）の多くを必修科目とするほか、基礎法学・隣接科目・先端科目を配置するとともに、個別のテーマを深く掘り下げるため、研究科目、演習科目を含むその他の展開科目を選択科目として配置する。また、高度専門職たる法曹の社会的使命および職業倫理の重要性を理解させるため、教育課程の全段階において、法曹倫理に対する理解を深めることを追求するだけでなく、法律実務基礎科目のなかに臨床科目を設ける。4 入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー） 人々に奉仕する法曹になる資質と意欲をもつ人材を採用する。とくに、国際分野、自然科学分野において生じる諸問題に法曹として取り組みたいという意欲を持つ人材、福祉、ボランティア活動等に取り組んできた経験を生かして法曹として活躍したいという意欲をもつ人材など、社会のために貢献したいという意欲をもつ人材を求めている。」

秋学期には、法科大学院における教育と研究の成果を社会に還元すべく、「法の世界に遊ぶ ～時間、空間と今日の法～」(全6回)<sup>(15)</sup> というテーマで、公開講座を開催した。

共通の到達目標（明治学院大学法科大学院版）を策定した。共通の到達目標を策定することは法科大学院の設立が目指していた法曹養成の理念に沿わないという考え方が強く、法科大学院協会のような組織で正式に策定するという手続きも取られていない等の手続上の不透明さもあり、そのまま受け入れることには大きな抵抗感があった。そこで、この到達目標は明治学院大学法科大学院としての工夫を加えたうえで作成されている。

法科大学院の受験者数の減少を考慮して、2010年度には、一学年の入学定員を80名から60名に削減して実施された。

また、2010年度末には、法学部教員との兼担状態を解消するため、2012年度より法科大学院の入学定員を40名とすること、法科大学院の教員3名を削減（法学部への移籍）することを決定した（2011年3月の明治学院理事会で承認）。

9) 2011年度は、次の認証評価に備えて、前回の認証評価の際に指摘され、まだ対応していなかった制度上の問題を解決した年である。

すなわち、厳格な成績評価の徹底に伴い、成績評価に対する異議申立制度を整備した。それまでの担当教員に対する成績評価調査願い制度に加え、第二段の審査として、教授会への異議申立て制度を整備した。教授会の異議審査委員会の審査結果に基づき、教員による成績評価に裁量の範囲の逸脱又は濫用があると認める場合には、当該教員の成績評価を変更することができることとした。

共通の到達目標（明治学院大学法科大学院版）の第二版を策定した。

## 4 募集停止の決断

2012年度は、2013年度入学者の募集停止を決断した年である。

2012年度入学試験は入学定員を60名から40名に削減したうえで実施されたが、入学者が5名にとどまったという結果を踏まえ、法科大学院教授会で、法科大学院の将来について検討し、2013年度以降の新規入学者を募集しないことを決定し、大学執行部、理事会に働きかけ、承認を得た。募集停止は重い決断であった。

募集停止に際し、明治学院大学は、法科大学院を2016年度までは存続させ、法律基本科目の教員を確保しながら、在学生の教育と修了生の司法試験受験支援を強化するという基本方針のもと、法科大学院聴講生規程を改正し、修了生が聴講生として授業、聴講生講座を受講できるようにした。また、残る学生の教育に専念して、その修了を確実なものにすることに教員の力を振り向けるため、予定していた2012年度秋の日弁連法務研究財団の認証評価の受審を辞退することを決定した<sup>(16)</sup>。

法科大学院の募集停止決定公表後、10月には修

了生が自主的に企画した「修了生・在学生の集い」が催され、明治学院大学法科大学院の修了生が各方面で活躍している姿を在學生等に伝え激励のメッセージを送っている。法科大学院の教育の成果を確信させる教職員の記憶に残る好企画であった。

## 5 募集停止後の教育、研究活動

明治学院大学法科大学院が新規入学者の募集を停止した後、法科大学院を取り巻く環境は一段と厳しさを増したが、これへの関与は限定的であった。司法試験予備試験が法科大学院教育に与える影響、共通到達度確認試験の導入については明治学院大学法科大学院としては全くコミットしていない。司法試験短答式試験の科目数の削減等の問題について、訴訟法等の科目を削減することは法曹養成の観点等から賛成できない旨の強い反対意見を、求められたアンケートに回答するかたちで表明しただけである。

(1) 2013年度は、明治学院大学で、法科大学院で実践されてきた臨床教育等の実務家養成の教育の成果、ノウ・ハウを継承すべく、受け皿として新たな大学院を創設する努力がなされた年である。

すなわち、法科大学院の教育の成果と経験を継承すべく新大学院設置準備委員会のもとで検討が進み、新設大学院として「法と経営学研究科」が承認され、その後、準備が順調に進んで文科省に申請がなされ、2014年10月に設置認可された(2015年4月開設)。

この年度以降、修了生の司法試験受験を支援するため、正規のカリキュラムに加えて修了生向けの講座が開設されている。司法試験合格という強い目的意識のある修了生のみが参加していることから、その教育は従前の法科大学院における教育内容の再現に近いものとなっている。

(2) 2014年度は、在学者の減少に伴い、施設等の縮小が爾々と進められた年である。

桂坂校舎を閉鎖し、桂坂校舎の自習室は高輪校舎(15号館)に移転された。

8月には、多数の修了生が集まって、桂坂校舎

のお別れ会が実施された。

2014年度末で法科大学院事務室(10号館)を閉鎖し、2015年度以降は、同事務室の機能を法科大学院高輪事務室に統合した。

(3) 2015年度は、在學生が全員修了できるよう、春秋科目の同時開講が開始された年である。

秋学期以降、単位未取得者がいる場合に秋学期においても春学期の必修科目を開設すること、また、春学期においても秋学期の必修科目を開設することを承認し、実施した。

(4) 2016年度は、在學生が修了していなくなった年で、明治学院大学法科大学院の教育ミッションが完了した年である。

2017年1月にローレビュー最終号となる第25号の刊行を、また、2017年3月19日午後、法科大学院閉校記念パーティを予定している。

2017年3月末に法科大学院を閉校した後も、2017年5月の司法試験終了まで、高輪校舎の自習室や法情報資料室を提供し、支援を継続することとしている。

## 6 修了生の進路

修了生の進路については、司法試験に合格した者については、修習を経て、その多くは弁護士になっているが、検察官の道に進んだ者もいる。その後、政治家になった者もいるし、海外のロースクールでさらに研鑽を重ねている者も出ている。また、弱者に優しい眼差しを向けるような法曹を目指そうという姿勢は在學生にも受け継がれ、弁護士となった明治学院大学法科大学院修了者でテラス等の法律事務所に入所した者の割合は比較的高く、法科大学院にもスクール・カラーというものがあることがうかがえる。

法曹以外でも、司法書士、裁判所書記官、企業で法務の仕事に携わっている者等、それぞれの持ち場で信頼されて活躍している。海外で弁護士資格を取り活躍している者、政治の世界に身を投じ、それぞれの信条に従って、議員等政治家として活躍している者も出ており、多彩な進路を選んでいる。

司法試験を途中で断念した修了者、受験回数を使い切って転進した修了者も進路の相談に訪れ、あるいは就職、転職が決まった等の報告をしてくるが、そうした報告から職場で評価され活躍していることが見てとれる。

こうした修了生からの報告に接することが少なくないので、法科大学院教育を通して、ディスカッション能力、整理能力、文章起案能力が鍛えられ、それはどのような場でも役立っているという実感を教職員は抱いている。

法科大学院は社会的な制度としては、今日、厳しい状況におかれ、成功しているとはいいいにくいだろう。しかし、このことは法科大学院教育が成功していないということを意味しているわけではないというのが教職員の抱いている実感である。

### 司法試験の合格者

司法試験の合格者数については、2006年度の最初の司法試験では8名が合格し（この年度の合格率は全国的には健闘した数字であると受け止められた。）、2016年度までに、累計で85名が合格している（年度毎の合格者の推移は別表に記載）。その後の推移もあわせて下記に掲げておく。司法試験問題や採点基準も影響するが、未修者を多く採用する法科大学院が司法試験合格者数、合格率で苦戦するのは避けられないことである。明治学院大学法科大学院もそうであったが、結果的には、未修者からも多くの合格者を出すことができた。

明治学院大学法科大学院修了者の最終的な合格者数が何人になるかは、現時点では確定できないし予測できないが、明治学院大学が法科大学院を設立したことで、明治学院大学の出身者で法曹になった者（旧司法試験時代の合格者、明治学院大学の学部から他法科大学院に進学・修了した者の合格者、受験資格喪失後に他法科大学院に進学・修了した者の合格者）の数をあわせると既に100名を超えており、その大部分が明治学院大学法科大学院の修了者である。

明治学院大学は法科大学院を閉じることになったが、開設したことで100名を超える明治学院大学出身の法曹を持つことができたことは、大きな

到達点である。大学の支援もあり、募集停止後も法科大学院として修了者支援を強化し、こうした対策も功を奏し一定数の合格者を出し続けることができたことも大きい。

## 7 最後に

明治学院大学法科大学院の歴史を振り返ると、とくに辻泰一郎教授、吉野一教授、京藤哲久教授の三人の名前は逸することができない。

例えて描写するなら、1990年代の後半、突如浮上した一部の有力大学だけが法科大学院を設置するという動きに対抗して、法学部の辻泰一郎教授の奮闘により、どの大学も法科大学院の開設を可能にする道が切り開かれ、吉野一教授が明治学院大学法科大学院実現に向けたメイン・エンジンとなり、京藤哲久教授が研究科長として、この強力なエンジンを載せた車の運転をまかされ、主任教授であった河村寛治教授、福田清明教授とともに運転手の役割を果たし、渡辺咲子教授が研究科長として明治学院大学法科大学院の最後を締めくくった<sup>(17)</sup>。

辻教授、吉野教授、京藤教授の三人が、教員、職員の協力を得ながら、道を切り開き、推力となるエンジンを作り、そして運転するという役割分担をした。いずれは車線の多い走りやすい道路になるという看板を見ながら、道路を走行するうちに、国の政策の実質的転換もあり、ところどころ舗装すらされていない運転の難しい道になって運転手の技量を超越するような状態になったので、自らの判断で停車することになった。

法科大学院開設にいたるまで、多くの法科大学院が設立される原動力となった全国の法学部の教員、法曹をはじめとする法律実務家の法曹養成に向けた情熱と努力の日々は、膨大なエネルギーを投入し熱い議論がたたかわされた日々とってよく、この日々は貴重な経験、運動として記憶にとどめる価値がある。

開設後、明治学院大学法科大学院は法曹養成教育の理想を求めて努力を積み重ねてきた。その活動には今とは違ったかたちで法曹養成教育が発展

して行く可能性も含まれていたし、臨床教育を取り入れた法科大学院の教育には教育の成果を実感できる十分な手応えもあった。

明治学院大学法科大学院には、皆、深い愛着を抱いてきた。猛烈に勉強しそのなかで多くの仲間を作った思い出深い学び舎である母校がなくなる

ことに修了生の多くが感じる寂しさをどうすることもできないことは心残りであるが、明治学院大学法科大学院の13年の日々には、苦難も伴ったが、それも含め将来の法学教育、法曹養成教育の教訓となるものが多く含まれていると確信している。

## 略年表

1999.12.8	法学部にロースクール構想検討委員会設置
2000.4.26	辻泰一郎大学院法学研究科委員長より、脇田良一大学院委員会委員長（学長）に「理事会におけるロースクール構想検討」を要請
2000.7.1	法学部・ロースクール構想検討委員会「明治学院大学ロースクール構想報告書」公表
2000.10.10	明治学院大学法学部を含む9大学法学部「法曹養成と法科大学院構想に関する要望」を司法制度改革審議会に提出
2000.11.22	法学部臨時教授会において法科大学院の設立の決議
2000.12.13	明治学院大学法学部・大学院法学研究科ロースクール構想検討委員会「明治学院法科大学院構想報告書」公表
2002.4.20	連合教授会で法科大学院設置を承認
2002.12.2	明治学院大学法科大学院開設準備室設置
2003.6	文科省に明治学院大学法科大学院設置認可を申請
2003.9.14	明治学院大学法科大学院教授会準備会（第1回）
2003.11	設置認可
2004.1～3	2004年度生入学試験実施
2004.4.1	明治学院大学法科大学院開設
2008.3	日弁連法務研究財団認証評価受審（判定結果 適合）
2009	法科大学院主要施設の高輪校舎への移転
2011.4	80名から60名に入学定員削減
2012.4	60名から40名に入学定員削減
2012.5	2013年度新規学生募集停止決定・公表
2014.8	桂坂校舎閉鎖に伴い自習室の高輪校舎への移転
2017.3	法科大学院閉校

歴代教員等  
専任教員

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
雨宮 孝子					(~9月)								
飯田 浩司						(10月~)							
白杵 知史					(10月~)								
戎 正晴													
加賀山 茂													
河村 寛治													
京藤 哲久													(~9月)
齋藤 和夫													
櫻井成一郎													
坂本 正光					(~1月)								
鈴木 庸夫													
鈴木 敏彦													
宗田 親彦													
高橋 朋子													
滝川 宜信													
田村 泰俊													
東條伸一郎													
中川 明													
中山代志子													
波多江久美子													
東澤 靖													
福田 清明													
藤原淳一郎													
山下 丈一													
吉野 一													
渡辺 咲子													

研究科長

京藤 哲久 (2004.4~2016.5)  
渡辺 咲子 (2016.6~2017.3)

専攻主任教授

河村 寛治 (2004.4~2011.3)  
福田 清明 (2011.4~2017.3)

助手

岡野 友昭 (2009.1~2009.3)  
金井 貴 (2004~2006)  
木原 浩之 (2004)  
古川原 明子 (2006~2007)  
塩原 真理子 (2004)  
田寺 さおり (2004~2005)  
久末 弥生 (2008~2010)  
松島 功治<sup>(18)</sup> (2008.4~2008.10)  
三木 千穂 (2005~2008)  
武藤 和実 (2005~2007)  
山口 幹雄 (2008.8~2009)  
山本 未来 (2004~2007)

ティーチング・アシスタント (TA)

後呂 佳那 (2011.2~2016)  
岡野 友昭 (2009~2016)  
小川 武士 (2009~2011)  
吉川 由里 (2010~2012)  
齋藤 匡希 (2009~2016)  
鈴木 克哉 (2011.6~2016)  
高平 大輔 (2012~2016)  
中島 健 (2009~2016)  
長田 悠希 (2013.1~2014.5)  
橋本 乃亜 (2012~2016)  
藤原 崇 (2011~2012.11)  
前田 后穂 (2009)  
宮田 洋志 (2013.2~2016)  
宮田 佳明 (2011.2~2016)  
森山 裕紀子 (2009~2014)

## 派遣裁判官（2005～2013）

片山 憲一	(2005～2006)
内田 義厚	(2007～2009)
有賀 直樹	(2010～2011)
堀田 匡	(2012～2013)

## 派遣検察官（2005～2014）

森川 誠一郎	(2005～2007)
沖原 史康	(2008～2010)
遠藤 浩一	(2011～2013)
野呂 裕子	(2014)

## 入学者数推移

	入学定員	受験者	合格者	入学者		
				既修	未修	計
2004	80	1329	158	18	55	73
2005	80	578	151	2	60	62
2006	80	561	193	13	75	88
2007	80	384	105	3	69	72
2008	80	410	151	1	65	66
2009	80	256	138	1	56	57
2010	60	166	104	1	47	48
2011	60	101	59	0	29	29
2012	40	59	24	1	4	5
累計	—	3844	1083	40	460	500

## 学生数・修了者数・司法試験合格者数推移

	学生数	修了者数	(新)司法試験合格者数
2004	73	—	—
2005	113	18	—
2006	201	49	8
2007	213	40	11
2008	230	54	16
2009	214	67	9
2010	184	50	9
2011	152	46	5
2012	99	29	5
2013	35	23	9
2014	26	20	6
2015	8	4	4
2016	3	3	3
累計	—	403	85

## 注

- (1) 当時の活動については、その中心にいた一人である辻泰一郎明治学院大学法学部教授が整理して保存しておいたファイルが明治学院大学法科大学院に残されており、本文はこのファイルをもとに記述されている。貴重な資料なので、資料にナンバリングを付したうえで、整理、保存されている（「辻資料」）。
- (2) 2003年6月27日付けの脇田良一学長文書（辻資料より）
- (3) 法学部の「法科大学院設立準備委員会」については、2002年4月20日の連合教授会前から活動を開始しており、同年11月末までの議事録が法科大学院に残されている。
- (4) 明治学院大学法科大学院は未修者中心の3年制法科大学院として構想され、入学者のほとんどが未修者であった（全体で見ると、未修者は460名、既修者は40名であった。）。
- (5) 2005年度に着任した加賀山茂も明治学院大学法科大学院の設立に準備段階から積極的に関与していた。
- (6) 明治学院大学法科大学院では、現役の実務家の関与が望ましい科目（模擬裁判、法曹倫理等）をすべての学生が履修し終わる時期までは派遣を依頼した（裁判官の派遣は2013年度まで、検察官の派遣は2014年度まで）。法曹養成教育を担う教育機関として法曹三者の現役の実務家の関与は望ましく、明治学院大学法科大学院では最後の入学者である2012年度生も現役の法曹三者の授業に接することができた。明治学院大学法科大学院は直面しなかったが、法科大学院の困難を解決するため、実務家の派遣の可否を苦難にある法科大学院に対するサンクションのように利用することは、法曹養成教育においては本末転倒の発想だろう。
- (7) 採用した10数名の助手は、弁護士であった1名を除くと、その後、1名を除く全員が、大学の専門学部の専任教員のポストに就いており、これは明治学院大学法科大学院の副産物で、大学教員の養成に多少とも貢献することができた。なお、明治学院大学出身の弁護士が増えた後は、助手の新規

採用を行わず、弁護士をTA（ティーチング・アシスタント）として雇用し、学生、修了生のサポートを行う体制に転換していった。研究職を志望する助手の採用は2008年度が最後で、最後に残った1名の助手も2010年度をもって任期が終わり翌年度には他大学に就職している。

- (8) この研究会の成果の一端は、京藤哲久教授、神田安積弁護士が編集代表者となった「渡辺咲子先生古稀記念論文集」(2017年)として刊行予定である。
- (9) 東京弁護士会が支援する「渋谷パブリック法律事務所」における臨床法学教育には積極的に関与し続けた（明治学院大学法科大学院の学生も積極的に関与し活躍したし、また、研究科長、専攻主任教授が立ち上げの準備段階から最後まで、遠隔地を結ぶテレビ会議システムを活用できたこともあり、運営会議に毎回出席していた。）。もっとも深くコミットしたのは國學院大學法科大学院で、その最大の功績は國學院大學法科大学院にある。明治学院大学法科大学院の教育はその恩恵を受けた。もっと字数を割くべき価値のある試みであるが、本稿ではこの程度の言及にとどめておく。
- (10) GPAを絶対評価とするか相対評価とするかは大きな論点で、可否の境目は絶対評価、合格の際のSABC等の評価は相対基準という考え方が多いが、明治学院大学法科大学院では全段階の評価を原則として絶対基準とし、2.3以上が司法試験合格に必要な数値、2.5以上を学生の努力目標として、厳格な評価が行われた。そのため、結果的には、年度毎の学力の変化の趨勢を知りうる資料となっている。科目、学期に応じて様々なGPAを作成していたが、3年次生（留年生を含む）が秋学期に履修した全科目のGPA平均値を見ると、2005年度秋学期から2016年度秋学期までの秋学期全科目GPA平均値は、2.11, 2.44, 2.10, 1.77, 2.02, 1.61, 1.78, 1.44, 1.37, 1.46, 0.88, 1.00であった。
- (11) 「リーガルクリニックの明日へのステップアップのために」(2006年)。
- (12) 「港区民大学講座」の各回のテーマと担当者は、21世紀の司法の姿（河村寛治教授）、情報化社会と司法（東澤靖教授）、子どもが育つ環境と司法（中川明教授）、高齢化社会と消費者被害の救済（加

賀山茂教授）、企業のコンプライアンスと規制緩和・事後規制（滝川宜信教授）、市民の参加する司法（鈴木敏彦教授）である。

- (13) この制度を活用して半年間の特別研究休暇を取得できた者は最終的に1名にとどまった。制度を整えても法科大学院の教育体制に余裕がないと、その活用は実際にはなかなか難しく、うまく活用できたのは同一科目の担当者が複数名いる部門だけである。
- (14) [www.meijigakuin.ac.jp/guide/university\\_assessment/gaibuhyouka/houka\\_ninshou/](http://www.meijigakuin.ac.jp/guide/university_assessment/gaibuhyouka/houka_ninshou/)
- (15) 「港区民大学講座」の各回のテーマと担当者は、「法における時間と空間」（加賀山茂教授、櫻井成一朗教授）「公訴時効制度の現在」（鈴木敏彦教授）「社会の一員になることの意味」（藤原淳一郎教授）「間違えると大変な期間の救え方」（飯田浩司教授）「子孫に美田を残さず？ それでも…相続をどうする」（福田清明教授）「家族の行方一家族法はどう変わるか」（高橋朋子教授）である。
- (16) 募集停止の詳しい経緯については、明治学院大学法科大学院「自己点検・評価報告書」(2013年3月22日)151-156頁に詳しく記されている([www.meijigakuin.ac.jp/~lawyers/outline/data/2012\\_hyouka.pdf](http://www.meijigakuin.ac.jp/~lawyers/outline/data/2012_hyouka.pdf))。法科大学院閉鎖後の保存先等が未定であることから、散逸を考え、該当箇所を付録として再録してある。
- (17) 法科大学院では職員の果たす役割も大きかった。なによりも、教員が授業に気持ちよく打ち込める環境は職員の責任感と熱意に左右されるところが大きい。全員の名前を記すことはできないが、法科大学院事務室長として長く勤務された茂木由美子氏(2007~2008, 2011~2014)、法科大学院(主任)教学補佐として長く勤務された木下由理氏(2005-2016)のお二人については、その名を特に記して謝意を表しておきたい。認証評価の実施、紀要の継続的な刊行は、有能なお二人の尽力がなければ難しかったし、明治学院大学法科大学院の円滑な運営も難しかった。
- (18) 松島氏には司法修習までの期間、派遣契約により助手の業務に携わっていただいた。

## 資料 2012年度自己点検・評価報告書より（151-156頁）

## 第4 その他 本法科大学院の2013年度以降学生の募集停止について

以下の記述は、明治学院として本法科大学院の募集停止の決定をして間もない時期に残しておいた記録をもとにしている。教育機関が募集停止する際の手続きの進め方について考える際に参考になるであろうし、また、本法科大学院として記録に残しておく必要もあるので、本法科大学院から見たプロセスの記述という限界はあるが、当事者の記した記録としての価値はあると考え、やや詳しく記してある。

(1) 本法科大学院は、2012年5月に、2013年度以降の学生募集を停止するとともに、2016年度まではほぼ現在の教員体制を維持して在对学生に対する教育責任を全うすること（本法科大学院の廃止は、在學生がいなくなった時点であるから、2017年度以降に在學生が残っている場合（在学可能期間との関係で、これに該当する可能性のある学生は、原則として、2012年度に入学した5名である）には、当然、2017年度も法科大学院は維持する）を公表した。

本法科大学院の募集停止等の上記の決断は、法科大学院教授会が、教学の観点から、主導して行い、その後、大学評議会、学校法人明治学院理事会の承認を求めるという手順を踏んだ。本法科大学院の場合、事前に大学や理事会から根回しがある等のこともなかった。したがって、募集停止にありがちな、理事会が主導して大学、教授会の了解を求めるといったケースとは異なる。

本法科大学院としては、苦渋の決断であったが、社会人・法学部以外卒業の入学者を三割以上確保する見通しが立たないこと、理論と実務を架橋する教育に必要な入学者を今後安定的に確保する見通しが立たないこと、入試制度に対する文科省側の行政指導と本法科大学院の教育理念との調整が難しくなっていることから、募集廃止に踏み切った。その詳細は、次の法科大学院教授会の2012年度5月28日付けの文書にある通りであるので、これを引用する。

## 2013年度新入生の募集停止について

- 1 明治学院大学法科大学院教授会は、2013年度以降新入生の募集を停止することを決定し、理事会の承認を得ました。あわせて、今後5年間は法科大学院の現在の体制をほぼ維持して在學生に対する教育を完遂し、また修了生に対するサポートを強化することで、法曹にふさわしい人材を社会に送り出すという使命を果たすという道を選択することにいたしました。
- 2 本法科大学院は、社会人をはじめとする多様な人材が学びやすい三年制を基本とする法科大学院として、法曹実務家を養成するための教育の実現に努力してきましたが、開設当初には予想していなかった困難に直面しています。

司法試験合格者数が当初の予定に沿って増加していないため、法科大学院入学のリスクが高くなり、その結果、法科大学院受験者数の減少、とくに志ある社会人の受験者が大きく減少しています。この影響を受け、本法科大学院は、今年度すでに、多様な法曹を送り出すための前提をなす、社会人出身学生、他学部（法学部以外）学生について社会的に要請されている一定の割合を確保できなくなり、この現状を解消する有効な方策を持ち得ていません。社会人出身学生、他学部（法学部以外）学生といった、様々なバックグラウンドをもつ学生同士の交流は、法曹をめざす学生の可能性を拡げるものであり、法曹養成制度としての法科大学院の成功の鍵を握るものです。

また、理論と実務を架橋した教育の要をなす実務教育、臨床教育を有効に遂行するには一定数以上の学生が必要ですが、今後、これを安定的に確保できない可能性があります。

このように、本法科大学院では、司法制度改革審議会意見書の当初の理念に沿った法曹養成教育を発



展させて行くための条件が失われており、近い将来にその解消を見込めないという状況に直面することになりました。

- 3 理論と実務の架橋をめざす法曹教育は、良い法曹を生み出すための法科大学院教育の要をなすものです。そして、理論と実務の架橋をめざす法科大学院の一つとして、本法科大学院もこれまで実務教育、臨床教育の着実な発展に努力してきました。しかし、現在の入学者数のみでは、模擬裁判などの臨床教育を有効に遂行できない状況になっています。

そして、法科大学院を受験する新卒者の数が大きく落ちこんでいる現状では、近い将来にこうした環境が抜本的に解消するという見通しを持ってない状況にあります。

加えて、志ある社会人が法科大学院受験に大きなためらいを感じるようになり、社会人の受験者が大きく減少しております。この事態は多様な法曹を送りだそうとした法科大学院の当初の理念の変質につながりかねないものです。

本法科大学院は、このような現状をととも深刻に受け止めております。

- 4 また、入学試験の実施には法科大学院の教育に対する考え方が反映しておりますが、次第に本法科大学院の教育理念に沿った入学試験の実施が難しくなっています。

ここ数年、適性試験について入学最低基準点を設定するという国側の働きかけが強くなってきています。本法科大学院としては、本法科大学院の教育に対する考え方に抵触しない範囲で、運用を通し、こうした国側の働きかけをできるだけ尊重してきました。

しかし、今後、入学試験を行う際、適性試験について入学最低基準点の設定を強く求められ、本法科大学院の教育に対する考え方に沿わない入試制度へと制度の変更を余儀なくされるのは、本法科大学院の教育理念を維持するという面からも受け入れることのむずかしいものです。

適性試験の成績と法科大学院の成績・司法試験の合格率との間に統計的相関はあることは否定できませんが、統計的相関があることをもって、適性試験の一定の点数を一人一人の受験生の合否を決する際の絶対的指標として用いるのは、多様な法曹養成という面からも行き過ぎではないかと考えています。

- 5 法科大学院は高度専門職業人の養成機関であって、法曹にふさわしい気概、能力を備えた者を修了させる社会的責任があります。本法科大学院出身弁護士約2割が法テラスや公設事務所等の社会的弱者を支援する部署で既に活躍していますが、本法科大学院がめざす弱者に優しい眼差しを向ける法曹を一人でも多く送り出す努力を通してこの責任を全うするためには、募集停止後も5年間は法科大学院としての教育体制を維持して密度の濃い教育を行うことが必要と考えています。これを含めた計画を確実に遂行するためには、体力や人材が確保できている現時点での募集停止の決断が必要と考えた次第です。

2012年5月28日

明治学院大学大学院法務職研究科教授会

また、公表に際しては、鶴殿博喜明治学院大学長が、次の文書を公表している。

明治学院大学法科大学院の2013年度新入生の募集停止について

1. 明治学院大学法科大学院は、法科大学院の2013年度以降の学生募集の停止を決定しました。本学の法科大学院は、明治学院大学のキリスト教主義教育の教育理念に基づいて、弱者に優しい眼差しをもつ法曹の養成をめざし、これまで大きな努力を積み重ねてきただけに、本学としては残念な思いがあります。

本学の法科大学院は、司法制度改革の理念に共鳴して、社会人が学びやすい三年制を基本とする法科大学院として開設されました。しかし昨今の、社会人、他学部出身者の志願者が激減している状況では、本学の法科大学院はより大きな影響を受けることになるため、入学者の減少は避けられず、近い将来も改善する見込みがありません。それゆえ、今回の法科大学院教授会の決断はやむを得ないことと考えています。むしろ、早めに決断して在学学生、修了生に対する教育責任を全うしたいという法科大学院の決定は、勇気

ある決断と評価しております。今後少なくとも5年間はほぼ現在の教育体制を維持しながら教育責任を果たしていくこととなります。これは専門職業人を育てるための教育機関として当然の責務であり、大学としても全面的にバックアップする所存です。

あわせて、法科大学院を修了し司法試験を受験する修了生に対する支援もこれまでより強化するための措置を行います。このような措置は、在学生にとっても、修了後、安心して司法試験を受験する環境を得られることにもなりますので、この面でも法科大学院のしっかりとしたサポートを支持してまいります。

2. 明治学院大学としては、法科大学院がなくなるのはまことに残念ですが、本学の法科大学院が残したものは大きく、これは、今後の明治学院大学の発展に十分に活用できるもので、衆知を集めてよりよい法学教育を目指していきたいと考えております。

とくに、本学の法科大学院における未修者対象の本格的な教育は、効率的で水準の高いものであり、今後の本学の大学院教育、学部教育にも十分に活用できます。

また、法科大学院の教育実践を通して、実学系の学問における臨床教育の重要性を実感しました。これは本学が法科大学院をもっていたからこそその貴重な経験で、こうした経験を活かし、実務教育、臨床教育という法科大学院の大きな財産をなんらかのかたちで本学に残すことを考えております。

本学は、法科大学院のこれまでの努力と実績を無駄にすることなく、今後のよりよい教育を追求してまいります。

2012年5月28日

明治学院大学

学長 鶴殿博喜

(2) 募集停止に到るまでの経過について、概略を記しておく。

本法科大学院は、2012年度の入学者が未修4名、既修1名であることが確定した2012年3月末より、本法科大学院の教育を有効に遂行することが難しいという現実と直面した。そこで、今後の問題として、本法科大学院の存続か廃止の双方について検討するための論点ペーパーを作成したうえで、検討を進めた。

とくに、廃止という選択肢については、在学生に対する教育責任の貫徹（本法科大学院では、専門職大学院の場合、専門職業人の養成という社会的使命に照らして、3年の標準修業年限であっても、5年は教育体制を維持する必要があると判断した）、それには教員の協力が必要で廃止後の教員の身分が明確になっていることが最低限の条件となることから、この二点について、学長、大学執行部、学部長会、そして個々の法科大学院教員の協力が得られるかについて非公式な意見交換を通じて合意形成の可能性を探った。

本法科大学院のおかれた現状では、この二つの点についての担保が十分に可能であること、担保されることが確認できたことから、1ヶ月ほどかけて、法科大学院の教員間で検討を積み重ねたうえで、2012年5月9日の法科大学院教授会で、全教員が参加し、全教員が意見を開陳したうえで、十分な時間をかけて、①2013年度以降学生の募集停止、②2016年度まではほぼ現在の教員体制を維持したうえで教育をすること（2016年度までは、法律基本科目7科目の専任教員がすべて存在すること、実務家教員が必要な割合いる）、③修了生に対する支援を抜本的に強化することの三点をセットとした決議を行った。

これに基づいて、2012年5月16日の明治学院大学評議会で、2013年度以降学生の募集停止、2016年度まではほぼ現在の教員を維持するため、定年等について必要な場合には特別の措置を取ることを、時間をかけて審議し、決議した。これにより、当該教授会、評議会の二つの決議が得られ、教学側の決定として必要な体制が整えられた。

その後、学校法人として決定するため、2012年5月25日、学校法人明治学院評議員会の意見を聞いたうえで、学校法人明治学院理事会で、時間をかけて審議し、上記二点を決議した<sup>(1)</sup>。

その後、文科省に募集停止を届け出た<sup>(2)</sup>。

(3) この決定の公表に際しては（公表の時期は、他法科大学院の2013年度法科大学院入試に影響がでないよう、法科大学院志願者への影響を考慮して、5月末の時期とした）、在学生との信頼関係を維持するため、手続は秘密を保持することに特に意を払いつつ、マスコミに周知する前に、在学生に対する説明会を先行して行った。

5月28日午前中には、まず、全在学生を集めて、募集停止、2016年度までの教育体制の維持、修了生に対する支援の強化の三点について説明をした（同日午前には、郵便でも、全在学生に同趣旨の文書を送付し、説明会に出席できなかった者（保証人を含む）のため、5月30日にあらためて説明会を行うことを告知し、実施した）。そして午後にはプレスリリース、記者会見という手順を踏んだ<sup>(3)</sup>。

このようになっていねいな対応に努めたこともあって、今回の募集停止の決定により、在学生が動揺する、在学生の不信を招くということにはなかった。

とくに、2016年度まではほぼ現在の教員体制で教育を維持すること、修了後の支援も強化することを明確にしめたことが、いつまでどのような教育体制が維持されるのかについて不安を覚えることが予想される在学生の不安を払拭することに効果があったと思われる。実際、学生は動揺を覚えることなく、事態を淡々と受け止め、当日の午後の授業も普段通りに行われた。

学内諸機関への公表も5月28日の午後に行い、関係の深い機関には、大学院法務職研究科長（法科大学院長）が直接出向いて、募集停止の経緯についていねいな説明を行った。

学内の多くの教職員も、法科大学院の募集停止の事実を事前には知らされていなかったもので、手続の説明には少し時間を要し、若干の混乱は生じたが、その後の経緯を見る限り、法科大学院が置かれた厳しい環境のもとでの、今回の本法科大学院の決断はおおむね支持されたものと思われる。

(4) その後、2012年6月には、明治学院大学の学部生で法科大学院への進学を希望する者のための支援策を大学のポータルサイトで公表し、学部生からの相談に応じている。

また、同月の大学評議会で、修了生に対する支援を抜本的に強化するため、本法科大学院が提案した明治学院大学法科大学院聴講生規程改正案を承認し（同年9月施行）、在学生の修了後の支援、現在の修了生の支援を可能にする枠組を整えた。

さらに、本法科大学院の修了生（法曹になった者だけでなく、様々な分野に進んでそれぞれの部署で活躍している者も含む）が企画して、2012年10月に、本法科大学院で学んだことが今の仕事に生きていることを在学生に伝えるシンポジウムを学内が開催された<sup>(4)</sup>。

(5) 本法科大学院は、司法制度改革審議会意見書<sup>(5)</sup>の理念に共鳴して開設された。法科大学院が順調に発展するための十分な環境、条件が整わないなか、本法科大学院の変質を避け、その理念を追求するには募集停止という苦渋の決断が必要であった。この決断は、意見書の理念に忠実であろうとてなされたがゆえに、その理念を後世に伝える一助になると信じている。後世になれば、この間の法曹養成制度改革の意義は法科大学院の現実の姿により評価される。将来の法科大学院が意見書の理念とかけ離れたものになってしまうことを願っているが、意見書の理念にとって酷な結果となってしまう可能性もある。

将来を見通すことはできないが、意見書が掲げた理念はこれからも受け継がれるに値する。本法科大学院は、異なる選択をした法科大学院として生きるという道を選んだ。

## 注

(1) 2012年5月11日の常務理事会では、大学評議会で決定を条件として、法科大学院の募集停止、2016年度まではほぼ現在の教員体制を維持して法科大学院を維持することを理事会にかけけることを承認した。

(2) 文科省には、2012年5月22日、募集停止の手続等に遺漏がないよう確認する趣旨もあり、慎重を期して、

事前相談を行っている。

- (3) なお、同日、リーガルクリニックを共同に運営している渋谷パブリック法律事務所、三法科大学院の長、修了生、非常勤講師、TA、退職教員、法学部教員に、それぞれ、募集停止にいたる経緯と事情を説明した文書を研究科長名で郵送している。
- (4) 明治学院大学法科大学院在学生・修了生の集い（2012年10月6日）。
- (5) 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」（2001年6月）